

様式1

受付番号

年 月 日

大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る
企画・運営等業務委託 企画提案応募申込書

大阪にぎわい創出発信事業実行委員会 委員長 様

応募提案者	
事業者名等	
代表者役職・氏名	
所在地	〒
担当者連絡先	
氏名（ふりがな）	
所属（部署名）	
役職	
所在地	〒
電話番号 （代表・直通）	
FAX番号	
メールアドレス	

提出期間：令和7年11月12日（水）から令和7年12月15日（月）正午まで
※下記の提出先まで持ち込みにより提出すること。（郵送等による提出は認めない。）

＜提出先＞

担当：大阪にぎわい創出発信事業実行委員会事務局

（大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課内）

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎37階

※受付については、午前9時から午後5時まで

ただし、提出締切日（令和7年12月15日（月））については正午まで。

土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の正午から午後1時までを除く。

様式2-1

受付番号

大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る
企画・運営等業務委託 企画提案書表紙

正 本

応募提案者名

様式2-2

受付番号	
------	--

大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る
企画・運営等業務委託 企画提案書表紙

副 本

※副本には会社名等提案者を類推できる記載は行わないこと。

様式3

大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る
企画・運営等業務委託 企画提案書

記入日	年	月	日
1 企画提案名			
2 応募事業者名 ※副本には記載不要			
企業名等			
3 企画提案書のアピールポイント 企画内容のアピールポイントを記載してください。			

※「大阪の継続的にぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託企画提案公募要項（公募型プロポーザル）」5 提案を求める事項 に掲載している項目について、提案内容を記載すること。（別途提案書の様式を定めてもかまわない。）

（１）国内外から来阪する目的となるような魅力的なコンテンツの創出・実施について

- 新たなコンテンツについて、カテゴリーごとの「企画内容」、「選定理由や将来展望」、「集客見込み等」、「実施計画」等について提案してください

① エンタメ

② 食

③ ナイトコンテンツ

④ ①～③以外

（２）国内外へのプロモーションの実施について

- （１）で提案した新たなコンテンツ等の情報発信
- 長期スパンの広報計画
- その他

(3) 運営体制等について

- 運営体制を具体的に示してください（運営事務局を含む）
※過去の実績については、様式5にて示してください

様式4

大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る
企画・運営等業務委託 応募金額提案書

大阪にぎわい創出發信事業実行委員会 委員長 様

事業者名 ※副本には記載不要	
-------------------	--

提案金額合計 (4年総額)	円 (消費税及び地方消費税含む)
------------------	---------------------

※提案上限額は公募要項5（提案を求める事項）参照

□年度内訳（各項目は例示であり、適宜修正可とする）

※令和7年度は契約額0円のため不要

○令和8年度

● 魅力的なコンテンツの創出・実施に係る 経費（会場費等を含む）	① エンタメ	円
	② 食	円
	③ ナイトコンテンツ	円
	④ ①～③以外	円
	小 計 (消費税及び地方消費税含む)	円
● 国内外へのプロモーションに係る費用		円
● その他		円
合 計 (消費税及び地方消費税含む)		円

○令和9年度

● 魅力的なコンテンツの創出・実施に係る 経費（会場費等を含む）	① エンタメ	円
	② 食	円
	③ ナイトコンテンツ	円
	④ ①～③以外	円
	小 計 (消費税及び地方消費税含む)	円
● 国内外へのプロモーションに係る費用		円
● その他		円
合 計 (消費税及び地方消費税含む)		円

○令和 10 年度

● 魅力的なコンテンツの創出・実施に係る経費（会場費等を含む）	① エンタメ	円
	② 食	円
	③ ナイトコンテンツ	円
	④ ①～③以外	円
	小 計 （消費税及び地方消費税含む）	円
● 国内外へのプロモーションに係る費用		円
● その他		円
合 計（消費税及び地方消費税含む）		円

・ 積算内訳を別途添付すること。

様式5

大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託 業務実績申告書

業務名	発注者	実施年月	業務の概要	備考

上記については、事実と相違ありません。

事業者名 _____

代表者氏名 _____

※副本には記載不要

様式6

共同企業体届出書

代表構成員
大阪にぎわい創出発信事業実行委員会 委員長 様 大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託企画提案公募について、下記の者と合同で参加します。 なお、参加にあたっては、代表構成員として各構成員を取りまとめ、実行委員会に対する企画提案公募及び契約に係る一切の責任を負うものとしします。
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
構成員 1
大阪にぎわい創出発信事業実行委員会 委員長 様 大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託企画提案公募について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとしします。
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
構成員 2
大阪にぎわい創出発信事業実行委員会 委員長 様 大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託企画提案公募について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとしします。
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

様式7

大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る 企画・運営等業務委託 共同企業体協定書

（目 的）

第1条 当共同企業体は、大阪にぎわい創出発信事業実行委員会 委員長（以下「発注者」という。）が発注する大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託（以下「本件業務委託」という。）を共同連帯して受託することを目的とする。

（名 称）

第2条 当共同企業体は、.....共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、.....年 月 日に成立し、その存続期間は〇年とする。ただし、この存続期間を経過しても当企業体に係る本件業務の請負契約の履行後〇ヵ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

3 当企業体が発注者との間で本件業務について契約できなかった場合には、当企業体は第1項の規定にかかわらず、発注者が本件業務委託について他者と契約を締結した日に解散する。

（構成員の名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。（支店の場合は支店名）

1 名称.....

2 名称.....

3 名称.....

4 名称.....

5 名称.....

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、本件業務委託の受託に関し、当企業体を代表して、次の権限を有するものとする。

（1）発注者及び監督官庁等と折衝する権限。

（2）代表者の名義をもって見積、入札、契約の締結、委託代金の請求及び受領に関する権限。

(3) 入札及び委託代金の受領に関する復代理人の選任についての権限。

(4) 当企業体に属する財産を管理する権限。

(5) その他本件業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限。

(業務分担額)

第8条 各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担業務の価格については、次条に規定する運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務委託の遂行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、本件業務委託の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(構成員の経費の分配)

第11条 構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第12条 本件業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務の価格の割合に応じて運営委員会で定めるものとする。

(構成員相互間の責任分担)

第13条 構成員がその分担業務に関し、発注者、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(受託途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ当企業体が本件業務委託を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち受託途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、発注者の指示に従い本件業務委託を完成する。

(受託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうちいずれかが受託途中において破産又は解散した場合は、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成させるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、成果品につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書の定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....ほか.....社は、上記のとおり
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が
記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地.....

名 称.....

代表者.....

所在地.....

名 称.....

代表者.....

所在地.....

名 称.....

代表者.....

様式8（構成員が支店等である場合の代表者から支店長等への委任）

委 任 状

年 月 日

大阪にぎわい創出發信事業実行委員会 委員長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

私儀 _____（職 氏名） _____ を代理人と定め、
大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託の委託契約
に関し、下記の権限を委任いたします。

記

1. 共同企業体結成に関する一切の件
2. 共同企業体の代表構成員に権限を委任する件
3. 委任期間 自： _____ 年 月 日 至： _____ 年 月 日

（注）委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくてもかまいません。

様式9-1（代表構成員が代表取締役の場合）

使 用 印 鑑 届

年 月 日

大阪にぎわい創出発信事業実行委員会 委員長 様

〇〇××共同企業体

代表構成員

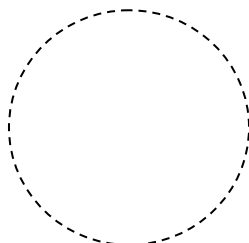
所 在 地

商号又は名称 〇〇 株式会社

代 表 者 氏 名 代表取締役 △△ △△ （実印）

私は、下記の印鑑を大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



1. 入札参加資格確認申請について。
2. 見積、入札、契約の締結に関すること。
3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
4. 請負代金の請求及び受領について。
5. 復代理人の選任に関する件。

（注意事項）

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

様式9-2（代表構成員が受任者の場合）

使 用 印 鑑 届

年 月 日

大阪にぎわい創出發信事業実行委員会 委員長 様

〇〇××共同企業体

代表構成員

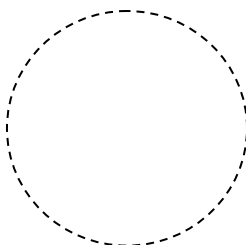
所 在 地

商号又は名称 〇〇株式会社 △△支店

役 職 氏 名 △△支店長 □□ □□ （印）

私は、下記の印鑑を大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



1. 入札参加資格確認申請について。
2. 見積、入札、契約の締結に関すること。
3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
4. 請負代金の請求及び受領について。
5. 復代理人の選任に関する件。

（注意事項）

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

誓 約 書

大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託企画提案公募要項に規定する企画提案公募参加資格をすべて満たしていることを申告します。

必要な資格を満たしていないことが判明したときは、提案内容が失格となり、契約解除に伴う違約金の支払い、入札参加資格停止等の措置を受けても、異議を申し立てません。

大阪にぎわい創出発信事業実行委員会 委員長 様

年 月 日

受託者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

(共同企業体の場合は、代表企業が提出すること。)

様式 1 1 (元請用)

事業名：大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託

誓約書

公共工事等に係る契約の履行に当たって、大阪府暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

- 1 規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 条例第11条第2項の規定により、実行委員会から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
- 3 本誓約書その他の実行委員会に提出した書面等を、実行委員会が大阪府警察本部に提供することに同意します。
- 4 規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。

大阪のにぎわい創出発信事業実行委員会 委員長 様
年 月 日

- ・所在地
- ・事業者名
- ・代表者

印
(契約書に押印するものと同一の印)

- ・代表者の生年月日

(1) 次の者は、規則第3条第1項各号に該当します。

- ①暴力団員
- ②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ③暴力団の威力を利用する目的などで、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動・運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥役員等(事実上、経営に参加している者を含む。)が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
- ⑦①から⑥のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(2) 元請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。(規則第8条及び第10条関係)

- ①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。
 - ②下請契約の前に、下請負人の名称等を、府に通知してください。
 - ③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。
 - ④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記(1)に該当することとなったとき等は、その下請契約等の解除を求めなければいけません。(あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。)
 - ⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに府に報告してください。
- ※下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

- 今後とも、暴力団と一切関係を持ちません。 はい ・ いいえ
 - 暴力団排除に取り組みます。府の暴力団排除の施策に協力します。 はい ・ いいえ
 - 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、入札参加除外者の指定を受け公表され、また、この契約を解除され、違約金を徴収されても異議ありません。 はい ・ いいえ
- (裏面も確認してください。)

暴力団追放

基本的な心構え（暴力団追放3ない運動 + 1）

暴力団を追放するためには、次の4点を基本的な心構えとしてください。

1 暴力団を恐れない

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。

しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。

要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

2 暴力団に金を出さない

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むこととなります。

そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。

そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

3 暴力団を利用しない

暴力団は、自分の利益のみを考えています。

時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。

現実には、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。

暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

4 暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

（公益財団法人 大阪府暴力追放推進センター HP より）